

小児慢性特定疾病医療費支給認定申立書（緊急治療用）

※緊急治療は入院を含みます。

1 受診者

氏 名

生年月日 年 月 日

住所（※保護者と同じ場合は省略可）

2 緊急治療（入院を含む）を行った医療機関名

緊急かつやむを得ない事情により、本日、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請（以下、「申請」という。）を行うことが出来ませんが、管轄保健所等に電話連絡をしたうえで、近日中に正式に申請を行いますので、申請日を本日としていただけるよう申し立てます。

なお、この申立書が管轄保健所等に到着してから14日以内に保健所の窓口または郵送で申請を行うことを誓約します。

年 月 日

岡山県知事 殿
岡山市長 様

申立者氏名（受診者の保護者）
（自署）

受診者との続柄

住所

電話番号

※この申立書は小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書ではありません。

裏面<申し立ての流れ>をご熟読ください。

倉敷市あてに提出する場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（FAX用）を使用してください。

<申し立ての流れ ～ 保護者の方へ ～>

- ① お子様は緊急治療の必要な状態となり医療機関を受診(入院を含む。)する。
- ② 緊急治療日からの医療費の助成を受けたい場合は、必ず当日中に申立書を保護者の住所地を管轄する下記の保健所等あてにFAXをする。
- ③ 申立書をFAX送信した後、FAX送信先に到着確認の電話をする。
※閉庁時は翌開庁日(8時30分から17時15分まで)に、電話をしてください。
- ④ 申請を行うことが可能になり次第(原則、申し立てから14日以内)、別紙「申請の流れ」を参照の上、申立書の原本と申請に必要な書類一式を準備し、管轄保健所で申請手続きを行う。
※必ず指定医が作成する医療意見書に緊急治療を行った旨の記載をしてもらってください。
- ⑤ 審査の結果、緊急性が認められた場合、申立書のFAXが管轄保健所等に到着した日から有効期間とする医療受給者証が届く。
※緊急性が認められなかった場合には、保健所での申請書の受理日から有効期間とする医療受給者証が交付されます。

※ 下記の場合、申立書の提出日が有効期間の始期とはなりません。

- 申立書のFAXの到着が管轄保健所等で確認できない場合
- 申立書のFAX送信後、送信先の保健所に到着確認の連絡がなかった場合(閉庁時は翌開庁日(8時30分から17時15分まで)に電話がなかった場合)
- 申立書の提出後、14日以内に申請手続きがなかった場合
- 審査の結果、緊急性が認められなかった場合
- 審査の結果、小児慢性特定疾病の認定基準を満たさなかった場合

<連絡先一覧>

下記、FAX番号へ表面の申立書を送信したうえで、翌開庁日までに到着の確認を電話で行ってください。

保護者の住所地により連絡先が異なりますのでご注意ください。

住所地	管轄保健所名	FAX番号	電話番号
岡山市	岡山市保健所 健康づくり課	(086) 803-1758	(086)803-1264
岡山市、倉敷市以外の 県内市町村	県医薬安全課 ※申請窓口は保健所	(086) 224-2133	(086)226-7342

※FAX番号をよくご確認の上、送信してください。

※保護者の住所地が倉敷市の方は、支給認定申請書を倉敷市保健所保健課あてFAXしてください。
FAX番号(086)434-9805/電話番号(086)434-9812